

農地現状変更等調査特別委員会 記録

会議年月日	令和8年3月10日（火）			
会議時間	開会	午前 11 時 26 分	閉会	午前 11 時 46 分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 門馬 功		副委員長 岩渕 典仁	
	千葉ちあき	皆川 千秋	森 英隆	
	佐藤 進治	千葉 誠	石黒 一広	
	菅原 行奈	那須 勇	猪股 晃	
	藤代 崇	佐藤真由美	齋藤 禎弘	
	千葉 栄生	岩渕 優	千葉 信吉	
	佐藤 幸淑	佐藤 浩	千葉 幸男	
	沼倉 憲二	小野寺道雄	岡田もとみ	
	佐藤敬一郎	永澤 由利		
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 勝浦 伸行			
事務局職員	細川事務局長、畠山次長兼庶務係長			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した案件	・ 農地現状変更等に関する調査経過について			
議事の経過	別紙のとおり			

農地現状変更等調査特別委員会記録

(午前 11 時 26 分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は 25 名です。

定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開会します。

勝浦伸行委員から、欠席の旨、届出がありました。

本日の調査は、農地現状変更等に関する調査経過についてであります。

お手元に、前特別委員会の調査報告書を配付しておりますので御覧いただきたいと思
います。

本日は、当局からの説明等は求めておりません。

調査経過については、私のほうから大まかな説明をさせていただく形としたいと思います
しますのでよろしくお願いします。

当委員会への付議内容は、農地の現状変更等並びに関係交付金等に関する調査であり、
前議員の任期中である令和 6 年 2 月 26 日から設置されていた農地現状変更等に関する
調査特別委員会に付議された内容と同一でありますことから、まずは、前特別委員会の
調査経過について確認しておきたいと思います。

また、前特別委員会は、前議員の任期終了前、最後の通常会議となる令和 7 年第 118
回 9 月通常会議において審査終了報告がなされ、調査終了となりましたが、今般、新た
に当特別委員会が設置されたこと、新たな議員も 7 名となり、おおむね 3 割近くの議員
が変わったということもありますので、委員間での共通認識を図るため、当時の特別委
員会の設置経過や調査内容について、再度、確認をするものであります。

なお、前特別委員会の資料及び会議録についてはサイドブックに掲載しております
ので、後刻、各自御確認いただきたいと思います。

まず、前特別委員会の設置に至った経過であります。当市において、農地法、農振
法違反の疑いのある農地が発生し、基幹産業である農業関係者に及ぼす影響が大きい問
題であることから、農地の現状変更等並びに関係交付金等に関する調査を実施するため、
令和 6 年 2 月 26 日、第 109 回通常会議において、農地現状変更等に関する調査特別委
員会の設置を決定しました。

特別委員会設置後、令和 6 年 3 月 6 日には現地調査を行っております。

舞川、大東町猿沢、東山町田河津、松川、川崎町薄衣の農地法・農振法違反の疑いのあ
る農地 5 か所を調査しました。

なお、市農業委員会が県に提出した違反転用事案報告書が、令和 6 年 3 月 8 日に受理
されたことにより、それまで「農地法・農振法違反の疑いのある農地」としていた盛土
農地は、許可を受けないで農地を転用している「農地法違反」の状態となりました。

調査を進める中で、まず、この問題については、農振法と農地法の規定に基づき、分
けて考える必要があり、農振法、いわゆる農業振興地域整備法に基づく中山間地域等直
接支払交付金等の返還問題と、許可なく農地の現況変更をしたとされる、農地法に基づ
く農地の違反転用問題との、それぞれについて調査を実施したところであります。

まず、前者、中山間地域等直接支払交付金等の返還問題については、当初、当局が示した各種交付金等、これらには、中山間地域等直接支払交付金、多面的支払交付金、水田活用直接支払交付金、農地中間管理事業による機構集積協力金などが考えられましたが、この返還対象額は、合計 1 億 6,167 万 9,027 円となる旨の説明でありました。

その後、各種交付金等の中で最も大きな金額を占める、中山間地域等直接支払交付金の返還額の変更が生じ、変更前の 1 億 5,856 万 5,000 円から変更後の金額が 893 万 3,000 円と大幅な減額となり、市の予算を経由して県・国へ返還がなされました。

交付金返還額が減額となった理由については、当初、第 4 期対策分については、協定農用地全てに係る交付金を返還するとされていたところ、市が県を通じて国と調整した結果、第 4 期対策についても、第 5 期対策分と同様に、違反があった農用地分に係る交付金のみの返還となったとの説明でありました。

交付金返還に係る予算については、令和 7 年第 115 回 1 月招集会議において、当局から補正予算の提案がなされ、可決に至っております。

当該協定集落からの交付金返還状況については、令和 6 年度決算の段階で、返還金 1,046 万 9,939 円のうち、収入済額が 712 万 1,687 円、収入未済額が 334 万 8,252 円、収入割合は 68 パーセントとなっているとのことであります。

収入未済額分については、現在、分納誓約を交わすなどしながら、納付に努めているとのことであります。

次に、農地法に基づく違反転用問題についてです。

違反転用の是正については、現在までに県からの指導はまだなされていないところであります。

問題発生後、令和 6 年 3 月 7 日に開催した特別委員会の中では、当局から盛土農地の是正に係る費用試算が示されました。

当時の特別委員会において、客土する場合と盛り土を撤去する場合の、二通りの費用試算について説明があり、盛土された登記面積 187,926 平方メートルを厚さ 2 センチメートルで客土する場合の試算費用は 1 億 9,840 万 300 円。

盛り土を撤去する場合は、掘削量を 606,920 立方メートルと想定し、27 億 7,293 万 1,700 円の費用がかかるとの説明でした。

これはあくまでも、当時の特別委員会での説明内容となります。

なお、農地法においては、原則、原状回復、いわゆる盛り土の全量撤去であり、処分については違反転用を行った者に課せられるとのことであります。

農地法第 51 条第 1 項に規定される違反転用行為とは、許可を受けないで農地を転用すること、許可を受けないで農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと、転用許可に付した条件に違反すること、違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと、虚偽等の不正な手段による許可を請け負うこと、とされています。

特別委員会の調査の中で明らかになったことについては、最も古い盛り土農地は平成 26 年施工のものであったこと、違反転用となった盛り土農地が発生した要因は、農地現状変更完了報告書を受理した後、農業委員等の現地確認の結果について事務局が確認していなかったこと、農業委員等への現地確認の手順や留意点などの研修を行ってこなかったこと、これらの問題となる運用を見直すことなく、前例踏襲してきたこと、従前の取扱

いでは、この事案の7割強において、現状変更届の提出を代理人として業者が書類を持参していたこと、などであります。

なお、現在は、届出は届出人本人から提出してもらうことに改め、届出前の状況や工事完了後に何を作付するかなど、詳細な聞き取りを行い、現地調査は複数の委員で行うなど、審査を厳格化して転用違反の防止に努めているとのことであります。

また、岩手県と市農林部、市農業委員会が、当該農地所有者や関係者から聞き取りを行った内容についても説明を受けましたので、その内容の一部について紹介します。

まず、農地所有者からの聞き取り内容です。

農地現状変更届出前の営農状況についての問いに対し、保全管理と回答した方が50人中41人で、その主な内容は、労力が減り、担い手もいなかったので工事1年前から休耕していた、高低差が大きく、小区画で管理が大変だった、休耕し、金を払って畜産農家に草刈りしてもらっていた、とのことであります。

盛土工事を勧めたのは誰ですかという問いに対して、回答者38名中、近隣住民等という方が15人、盛土材提供者からという方が13人、施工業者からという方が10人でありました。

その主な内容は、近隣の方から、施工業者に頼めば無料で盛土し、田として使える状態にしてもらえると聞いていた、草刈りに来ていた作業員から盛土の話を聞き、盛土材提供者を紹介された、盛土材提供者から、他の盛土材提供者で砂利処分に困っているのので盛らないかと勧められた、隣接地に盛土工事に来ていた施工業者から、一緒にやらないかと声をかけられた、とのことであります。

次に、施工業者1社、盛土材提供者4社からの聞き取りですが、その主な内容は、東日本大震災後には、被災地に無償で盛土材を提供したと聞いている、当該盛土材は売り物になり得る資材であると聞いているが、鉱山から大量に出て管理することが大変であるから、欲しい人がいれば運搬費はもらうが無償で提供していたと聞いている、とのことであります。

また、農地に石灰砂礫による盛土を施工するまでに、御社の費用負担は生じていますかという問いに対しては、施工業者は、農地所有者から盛土工事の施工費用はもらっておらず、費用については全て盛土材提供者から支払ってもらっていた、盛土材提供者は、工事完了後、ダンプ何台、重機のオペレーター何人という形で請求され、工事施工業者に支払っていた、とのことであります。

特別委員会で調査を進めていく中であって、令和6年9月3日、「違法盛土農地が現状に至った原因と経過について、徹底究明を求めることについての請願書」が当該農地所有者等から提出されました。

特別委員会は、直ちに請願審査を実施し、その結果、全会一致での採択となりました。

お手元に配付した特別委員会の調査報告書に記載のとおり、委員会では、農振法、農地法違反となる農地が発生した経過などについて、農地現状変更届等に対する当局の対応をただしながら調査を実施してきましたが、違法盛土農地の発生から、既に10年以上が経過しており、その原因の究明は極めて困難であると推測されるところであります。

市農業委員会では、現在も聞き取りなどの調査を続けているとのことであります。

以上が、前特別委員会の設置経過や調査内容の大まかな説明となりますが、あくまで

一部分であることにご留意願います。

前段で申し上げましたとおり、詳細については、前特別委員会の資料及び会議録を確認いただきたいと思います。

新たに設置した農地現状変更等特別委員会において、今後も調査を続けていくこととなりますが、この問題に関しては、違反転用の是正という大きな課題もあり、慎重に審査を進めていく必要があります。

今後の調査に関しては、市農林部、農業委員会の動きを捉えながら、幹事会で協議を進めて行きたいと思いますので、委員各位の御協力をお願いします。

以上で、私からの前特別委員会の調査経過や調査内容についての説明を終わります。

委員長：本日、この場で委員の皆さんから、特に共有しておきたい事項や御意見等ありましたら御発言をお願いします。

那須委員。

那須委員：今、委員長がお話しいただいた内容について、委員に資料配付はないでしょうか。

印刷資料をいただければ非常にいいなと思うのですが、意見として。

委員長：資料が多く、通読するのにかなり時間がかかります。

配付しなかったのは、私と事務局で説明項目を抽出したものであり、皆さんが思うとおりの説明内容となるかという問題もありましたので、現物はサイドブックスにありますという説明となりました。

会議録が公開されますので、私が発言した内容は、皆さん御覧になることができるということになります。

その他ございますか。

佐藤真由美委員。

佐藤（真）議員：請願審査を出された方々に、議員改選に伴い新たに委員会が設置されたということで、回答なり何なりを出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員長：今日は皆さんで情報を共有したいという主旨で進めておりますので、そういった内容については、先ほど申し上げたとおり、幹事会で協議して進めて行きたいと考えております。

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で意見交換を終わります。

次回以降の開催及び調査項目等については、先ほど申し上げましたとおり、幹事会で協議し、お知らせしてまいりたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ございませんので、さよう進めることといたします。
その他、皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の調査を終わります。
これを持ちまして、本日の特別委員会を終了します。
御苦勞様でした。

(午前 11 時 46 分 終了)